

県営大和住宅 2号棟新築機械設備工事

第2回 安全衛生協議会

平成25年4月度



開催日 平成25年4月9日(火)

和田工業株式会社

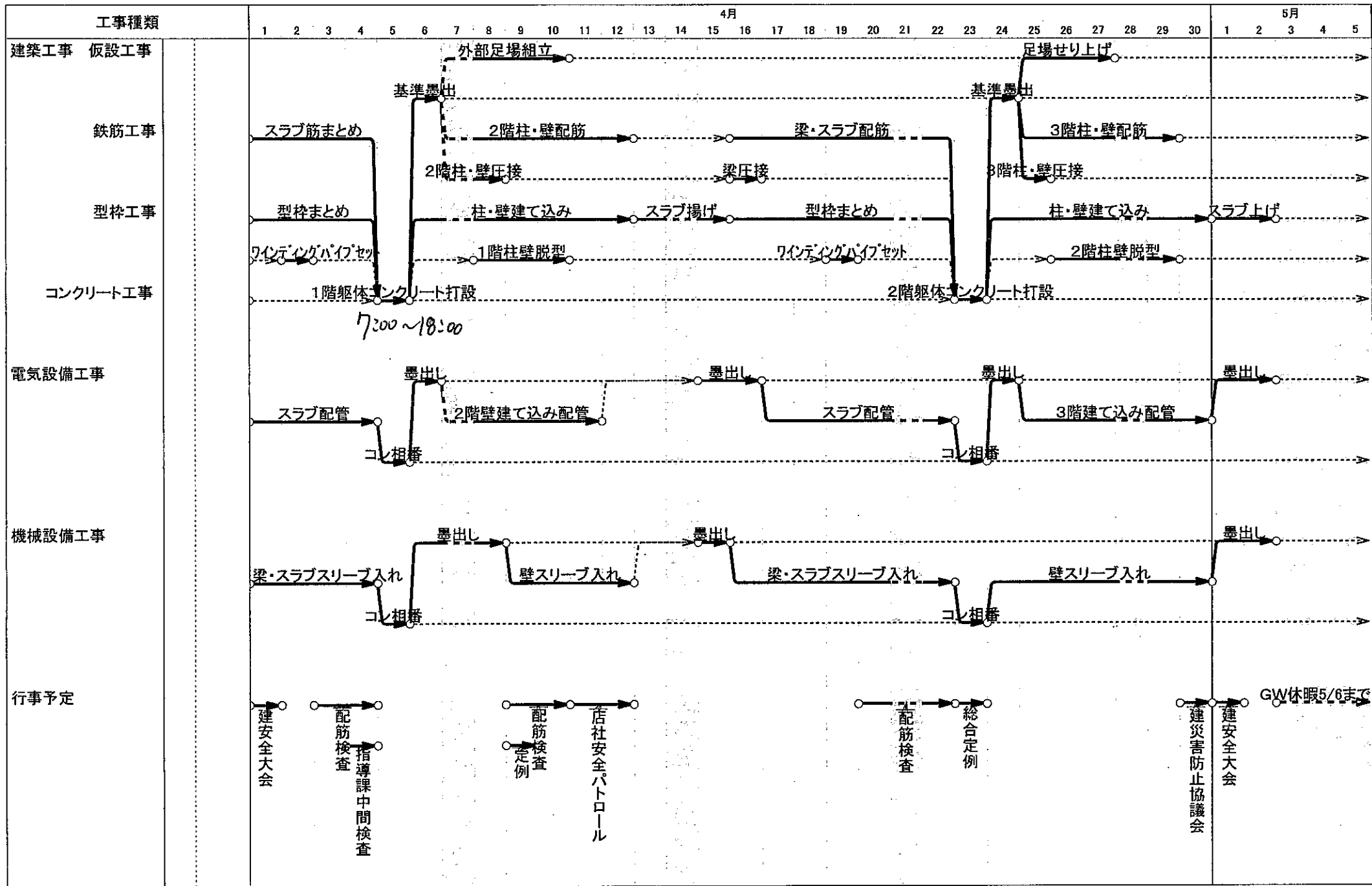
第2回 安全衛生協議会

開催日 : 平成25年 4月9日(火)
時間 : 午前10:30～
開催場所 : 現場事務所1階
出席者 : 現場代理人兼監理技術者 鈴木一滋
現場員 小山友伸
和田工業(株) 工事部 斎藤一郎

議 題

1. 安全パトロール巡回 (合同)
2. 議長の挨拶
3. 工程及び各工程に準ずる安全衛生留意事項の説明、協議
4. 前回決議事項の実施状況及び問題点
5. 安全パトロール巡回結果報告 各協力業者
6. 4月度安全目標
7. その他・通達及び指示事項
8. 次回開催日
9. 閉会

県営大和住宅2号棟新築工事4月度工程表



平成25年4月度 工事安全衛生管理計画表

現場代理人	鈴木 一滋 印
作成	鈴木 一滋

工事名： 県営大和住宅2号棟新築機械設備工事

月間安全衛生管理目標	1. 使用機材等の始業前点検の実施 2. 粉じん等による災害の防止																																
平成 25 年 4 月 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備 考		
曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
行 事 予 定					指 導 課 中 間 検 査				安 全 衛 生 協 議 会																					昭 和 の 日			・ 春の全国交通安全運動 4/6（土）～4/15（月）
工 程	別紙による。																																
危険作業予定	・ 梁・スラブスリーブ入れ ・ コンクリート打設相番 ・ 墨出し								・ 梁・スラブスリーブ入れ ・ コンクリート打設相番 ・ 墨出し								・ 梁・スラブスリーブ入れ ・ コンクリート打設相番 ・ 墨出し																
使用 機 械 等	・ 電動工具 (インパクトドライバ) ●-----●																																
予 想 さ れ る 災 害 ・ 事 故	① 電動工具で手足を切り、怪我をする。 ② 配筋につまずき、転倒し怪我をする。 ③ ④ ⑤								⑥ 電動工具で手足を切り、怪我をする。 ⑦ 配筋につまずき、転倒し怪我をする。 ⑧ ⑨ ⑩								⑪ 電動工具で手足を切り、怪我をする。 ⑫ 配筋につまずき、転倒し怪我をする。 ⑬ ⑭ ⑮																
予 想 さ れ る 災 害 ・ 事 故 の 危 険 度 の 評 価 (リ ス ク 評 価)		重 大 性	可 能 性	結 果 積 り	優 先 度		重 大 性	可 能 性	結 果 積 り	優 先 度		重 大 性	可 能 性	結 果 積 り	優 先 度	リ ス ク 評 価																	
		△	△	△△	3		△	△	△△	3		△	△	△△	3	×	重 大	確 実 又 は 可 能 性 が 高 い															
		△	△	△△	3		△	△	△△	3		△	△	△△	3	△	中 程 度	可 能 性 が あ る															
																○	軽 微	殆 ど 起 こ ら な い															
																評 価 と 判 定																	
																見 積	評 価	優 先 度	判 定														
災 害 ・ 事 故 防 止 対 策 (リ ス ク 低 減 対 策)	① 作業時、手足元の注意する。 ② 移動時、足元の段差に注意する。 ③ ④ ⑤								⑥ 作業時、手足元の注意する。 ⑦ 移動時、足元の段差に注意する。 ⑧ ⑨ ⑩								⑪ 作業時、手足元の注意する。 ⑫ 移動時、足元の段差に注意する。 ⑬ ⑭ ⑮								××	極めて大きい	5	即座の対応					
																									×△、△×	かなり大きい	4	抜本的対策					
																									×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策					
																									△○、○△	かなり小さい	2	注意を要する					
																									○○	極めて小さい	1	現時点で対策不要					

子どもと高齢者の交通事故防止

- 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

正しいルール
教えてね。



4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

平成25年4月6日(土)～4月15日(月)

春の全国交通安全運動



平成25年

栃木県実施要綱

春の交通安全 県民総ぐるみ運動

運動の期間

4月6日(土)～4月15日(月)までの10日間

スローガン

「マナーアップ！
あなたが主役です」



平成二十四年度
交通事故防止に関するポスター優秀賞作品
佐野日本大学高等学校 小林 春香さん



運動の基本

「子どもと高齢者の
交通事故防止」

運動の重点

- 全国重点**
- 1 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
- 栃木県重点**
- 4 「子どもや高齢者に優しい3S運動」の推進



スリーエス

統一行動日

- 4月 5日(金) 春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニングセレモニー
- 4月 8日(月) 自転車安全利用強化の日
- 4月10日(水) 交通事故死ゼロを目指す日
シートベルト・チャイルドシート着用強化の日
- 4月12日(金) 飲酒運転根絶強化の日

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

1 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。
したがって、歩道と車両の区別があるところでは車道通行が原則です。

※ 自転車が歩道通行できる場合

- 標識等で通行可と
- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の高齢者
- 交通の状況などから安全のためやむを得ないとき

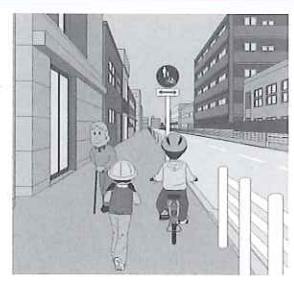


② 車道は左側を通行

○自転車が道路を通行する場合は、「左端」を通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走りましょう。
- 歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る、交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメット着用

○児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児にヘルメットをかぶらせるようにしましょう。
※栃木県では、子どもだけでなく、高齢者にも自転車利用中のヘルメット着用を推奨しています。



あなたの自転車には保険が付いていますか？

近年、自転車が加害者になる交通事故が多く発生しています。
自転車で事故を起こせば法律上、様々な責任が問われます。
そのため、自転車に乗る際には、保険に加入することをお勧めします。
詳しくは各自転車販売店や各保険会社にお尋ねください。



(TSマーク)

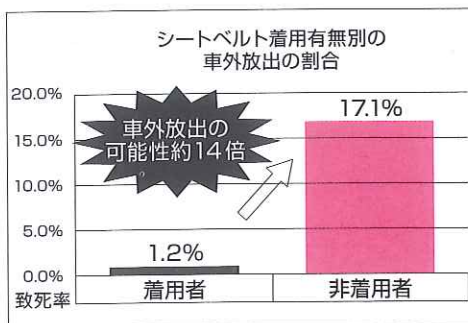
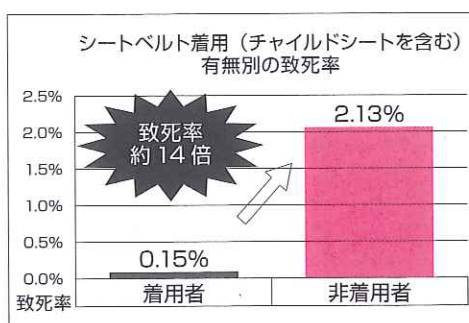
2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

地域・学校では・・・

- 自動車で出かける家族にシートベルトやチャイルドシートの着用と安全運転の「声かけ」を行い、地域ぐるみでの着用の徹底を図りましょう。
- 学校では児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの着用効果を理解させ、車に同乗するときには必ず着用するよう呼びかけましょう。

運転者・同乗者は・・・

- シートベルト着用の効果を認識し、正しい着用を習慣付け、子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。
- 妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師などに相談して、適切にシートベルトを着用するようにしましょう。
- 後部座席に乗るときも必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員がシートベルト着用をしたことを確認しましょう。



シートベルト、チャイルドシートは必ず着用しましょう。



(平成 24 年 警察庁作成資料より抜粋)

シートベルトを着用しないと車外放出される可能性が高くなります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。



後部座席のベルト非着用の危険性

- 車内で全身を強打する可能性があります。
- 車外に放り出される可能性があります。
- 前の席の人が被害を受ける可能性があります。



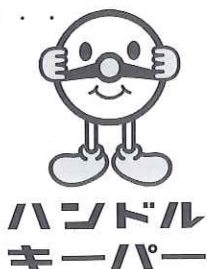
後部座席も必ずシートベルト、チャイルドシートを着用しましょう。

3 飲酒運転の根絶

- 平成 24 年中、県内での飲酒運転による事故は 116 件発生し、6 人の方が亡くなりました。道路を利用するすべてのみなさんが飲酒運転の悪質性・危険性を認識し、お酒を飲んだら絶対しないようにしましょう。

ハンドルキーパー運動の推進

○ハンドルキーパー運動とは・・・
自動車仲間と飲食店などに行く場合にお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。この運動を広め飲酒運転を根絶しましょう。



二日酔い運転にも気をつけましょう。

二日酔いも「飲酒運転」です！翌日、車を運転する予定がある場合は、前夜は深酒をしない、朝起きて自覚があるときは、絶対にハンドルを握らないようにしましょう。



4 「子どもや高齢者に優しい3S運動」の推進

SEE (発見する)

夕暮れから夜間にかけて、歩行者や自転車の発見が遅れがちです。夜間は、速度を1~2割落として走行し、前を良く見て早めに発見しましょう。夜間のライトは上向き(走行用)前照灯が基本です。こまめに切り替えましょう。

SLOW (減速する)

歩道や道路端を歩いたり、自転車に乗っている子どもや高齢者を見かけたら、必ず減速し、その動きには細心の注意を払いましょう。

STOP (停止する)

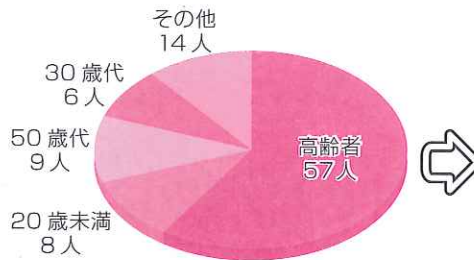
道路で立ち止まったり、横断中の子どもや高齢者を見かけたら、ためらわずに停止し、相手を思いやる優しいひと声を掛けましょう。



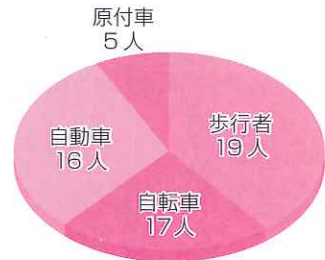
**交通事故死者の
約60%は高齢者!
うち半数以上が
歩行中と
自転車利用中!**

(平成24年中・栃木県内)

交通事故死者階層別



高齢死者状態別



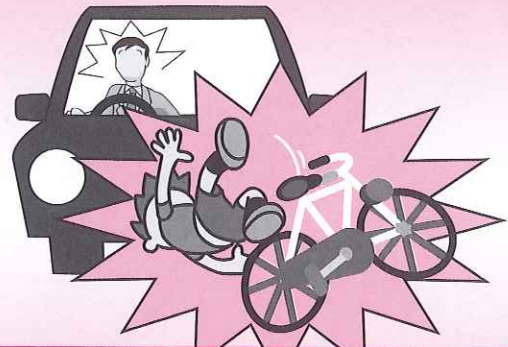
子どもや高齢者を守るため優しい運転をしましょう。

スピードダウン運動の推進

速度の出しすぎは、危険の発見が遅れる、車の制御が困難になる、衝突時の衝撃が大きくなるなど重大事故の原因になります。スピードを落として、安全運転を心掛けましょう。

交通事故防止のポイント

- ①天候などの影響により道路状況は変化するもの、道路状況に応じた安全速度で走行しましょう。
- ②速度は他の車と競うものではありません。時間と心にゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ③住宅街や通学路などではスピードを控えましょう。



いつもより5キロは減速 安全運転

交通事故でお悩みの方はご相談ください。

電話相談 もお受けしますのでお気軽にご相談ください。 **相談所** 栃木県庁本館2階広報課 (県民プラザ室)

相談時間 月曜日~金曜日

宇都宮市埴田1-1-20

9時~12時・13時~16時 (祝日を除く)

TEL:028-623-2188 FAX:028-623-2057

※ 県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、ホームページでも巡回相談の案内をしています。

《お願い》 相談員が不在の場合もありますので、来所相談の際は事前にお確かめください。巡回相談は実施日が変更になることもありますので、事前に県の相談所にお確かめください。相談は時間内に終了できるよう、ご協力をお願いします。

○交通安全ビデオ・DVDの貸し出し 交通安全教育に役立ていただくために、交通安全ビデオ(VHS・DVD・16ミリ)の貸出を行なっています。ビデオ一覧は、県ホームページをご覧ください。

事務局 栃木県県民生活部くらし安全安心課 (栃木県のホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp>)

〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 TEL 028-623-2185 FAX 028-623-2182